

鹿児島県霧島市（国内 21 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 7 年 1 月 7 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用鶏（約 12 万羽）
発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎
発生家きん舎の飼養形態：平飼い

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は山間部にあり、農場周辺には雑木林や畑が見られた。
- ② 農場南側には調整池があり、若干の水があったが、水きん類等野鳥は認められなかった。
- ③ 当該農場は計 5 棟で構成され、南側から 1 号～5 号鶏舎となっており、発生鶏舎は 2 号鶏舎であった。2 号鶏舎と 3 号鶏舎、4 号鶏舎と 5 号鶏舎は前室がつながっていた。
- ④ 農場周辺に大きな湖沼や河川などはなく、農場の北西側約 1 km にあるため池でのみカモ類を 12 羽（カルガモ 9 羽、マガモ 3 羽）確認した。

3 通報の経緯・発生時の状況

- ① 農場代表者によると、発生鶏舎（通報時 38 日齢）の死亡羽数が 1 月 4 日及び 5 日はそれぞれ 3 羽及び 7 羽であったところ、1 月 6 日に 500 羽以上の死亡が確認されたため、農場代表者が家畜保健衛生所に通報を行ったとのこと。
- ② 当該農場では、鶏舎を中央で区切り入口側で雌、反対側で雄を飼養しており、約 500 羽の死亡は雌側飼養区域でのみ認められ、区域全体で確認されたとのこと。なお、農場従業員によると、1 月 6 日朝に鶏舎に立入った際に、鶏舎入口付近で多くの鶏が死亡している印象を受けたとのこと。
- ③ 調査時、既に 2 号鶏舎で飼養される雌は殺処分済みであり、雄飼養区域では死亡鶏はほとんど確認されず、沈鬱等を呈する個体も認められなかった。
- ④ 調査時、前室がつながっている 3 号鶏舎では、沈鬱等の症状を呈する個体は認められなかった。

4 管理者及び従業員

- ① 当該農場には、農場管理者とその妻の計 2 名が勤務しており、作業内容や担当鶏舎は分けられていなかったとのこと。また、ヒナの導入や出荷の際には系列会社から作業員が動員されて、作業を行うとのこと。
- ② 農場指導員は系列農場を掛け持ちしており、週 1～2 回複数箇所を巡回するが、農場内に立ち入る際には専用長靴を使用しているとのこと。なお、直近では 1 月 4 日に当該農場に来場したが発生鶏舎には立入っておらず、4 号鶏舎に立入ったとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場入口には立入禁止看板が設置されており、勤務時間中以外はロープを張っているとのことであった。車両が衛生管理区域内に入場する際には、農場入口に設置された動力噴霧器で運転者自ら車両消毒を行っているとのこと。農場管理者は通勤時に農場外に駐車し、徒歩で衛生管理区域に入場している。
- ② 従業員及び外来業者が農場の衛生管理区域内に立入る際は、同区域入口脇に設けられた長靴置き場で場内用長靴に履き替え後に衛生管理区域内に入り、管理棟で農場専用の作業着に着替え手袋を着用するとのこと。また、外来者については、衛生管理区域

に入場する際に入場記録簿に記録をすること。

- ③ 雑木林側の衛生管理区域との境界には、塀や柵などの構造物はなかった。
- ④ 鶏舎に入る際には、鶏舎前室入口に設置した消石灰槽の上で場内用長靴を脱ぎ、すのこを挟んで鶏舎用長靴への交換を行い、手袋の上から手指の消毒を行い、衣服の交換は行わず鶏舎内に入るとのこと。なお、通常5号鶏舎から1号鶏舎の順で鶏舎内作業のため入場しており、前室がつながっている2号鶏舎及び3号鶏舎、4号鶏舎及び5号鶏舎に入る際は、長靴の交換や手指の消毒は行わないとのこと。
- ⑤ 発生鶏舎では、鶏舎南側の平側（メッシュが亀甲型で20mm×18mmの金網あり）から入気し、北側の平側で換気扇により強制換気をしていた。排気用換気扇については、舎内の温度に応じ、手動で運転していた。
- ⑥ 飼料タンクは自動で、閉鎖系のラインで鶏舎内に飼料が供給されていた。
- ⑦ 前述のとおり、当該農場では中央部で鶏舎を区切り、ひなを導入した後、雌は35日齢と40日齢で出荷し、雄は50日齢まで飼養してから出荷すること。なお、発生時のロットについては、12月20日に同市内で本シーズン15例目の高病原性鳥インフルエンザが発生したことによる移動制限区域の設定のため、雌を35日齢で出荷することができず、継続飼養されていた。
- ⑧ 除糞作業は雄の出荷後に実施され、業者が搬出から運搬までを行うとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎を含め、鶏舎同士は入気側の壁と排気側の壁が互い違いになっており、鶏舎の排気を別の鶏舎で入気することのないように設計されていた。
- ⑩ 疫学調査時、発生鶏舎には壁等に破損箇所は認められなかった。前室の壁や屋根付近の隙間はいずれも金網で補修がなされていた。ただし、直近1か月間で鶏舎の修繕などは実施していないとのこと。
- ⑪ 給与水には、塩素消毒された井戸水を使用しているとのこと。
- ⑫ 死亡鶏は毎日2～3回行う健康観察時に回収し、ポリバケツに入れ農場入口付近で保管し、2日に1回業者が回収すること。なお、業者への受け渡しは、衛生管理区域外で行うとのこと。
- ⑬ 鶏の出荷時には、系列会社の捕獲作業員が入場することだが、当該農場が本シーズン15例目の高病原性鳥インフルエンザ発生による移動制限措置対象となったため、当該ロットの飼養期間中、捕獲作業員が当該農場に来場することはなかったとのこと。なお、捕獲作業員は1日1農場でのみ作業をすること。
- ⑭ 鶏舎周囲の消毒には鶏糞焼却灰を使用し、農場入口付近のみ消石灰を使用しているとのこと。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場管理者によると、ネズミ対策としてペストコントロール業者と契約し、鶏舎前室や鶏舎内の鉄骨部分等に殺鼠剤を設置していたとのこと。オールアウトの際に業者にネズミ駆除を依頼しているが、ネズミが捕獲されたことはないとのこと。調査時、防疫作業の目的で鶏舎外に設置された粘着シートにネズミが一匹捕獲されているのが確認された。
- ② 農場代表者によると、農場内及び周辺でカラスを2～3羽程度見かけるとのこと。調査時は、農場の上空を通過するハシボソガラスやハシブトガラスを各1羽確認したが、農場敷地内の地面や鶏舎の屋根などでカラスを見かけることはなかった。
- ③ 農場の南側にある調整池には、防鳥用の反射テープが密に張られていた。
- ④ 農場の敷地境界にフェンスなどは設置されておらず、5号鶏舎の西側から敷地へ繋がる明瞭な獣道を確認した。

(以上)